

○ 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府令第三号）

改 正 案

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

現 行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 農林中央金庫法（以下「法」という。）第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
非対象区分	自己資本の充実の状況に係る区分	
セント以上	率 四・五パーセント 等 Tier 1比	一 単体普通出資
		に定める範囲 に応じ、当該各号 に定める比率の区分 のうち次の各号に 掲げる比率の区分

						第一区分			
三 単体 総自己資	一セント未満	セント以上六パ	二 単体 T i e r	1比率 三パー	未満		三 本比率 セント以上	二 単体 T i e r	1比率 六パー
一 率 二・二五パ	一セント以上四	・五パーセント	等 T i e r	1比	一 率 二・二五パ	掲げる比率の区分 に応じ、当該各号 に定める範囲	単体自己資本比率 のうち次の各号に 掲げる比率の区分 に応じ、当該各号 に定める範囲	二 単体 T i e r	1比率 八パー

経営の健全性を確保するための
原則として資本の増強に係る措
置を含むものとする。)の提出
の求め及びその実行の命令

第二区分						
セント以上四パーセント未満	本比率二パーセント以上八パーセント未満	単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	一 単体普通出資等 Tier 1 比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	二 単体 Tier 1 比率 一・五	三 総資産の圧縮又は増加の抑制	四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制
セント以上四パーセント未満	本比率二パーセント以上八パーセント未満	三 単体総自己資本比率二パーセント以上未満	三 パーセント以上未満	二 パーセント以上未満	二 パーセント以上未満	七 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業
の縮小	一部の従たる事務所の廃止	一部の事務所における業務	の縮小	の縮小	の縮小	の縮小

満 五 パ ー セ ン ト 未	セ ント 以上 一 ・	二 単 体 T i e r	一 単 体 普 通 出 資	のうち次の各号に 掲げる比率の区分 に応じ、当該各号 に定める範囲	単体自己資本比率 等 T i e r 1 比 率 ○ パ ー セ ン ト 未 満	第二区分の二 のうち次の各号に 掲げる比率の区分 に応じ、当該各号 に定める範囲	自己資本の充実、大幅な業務の 縮小又は業務の一部の廃止等の 措置のいずれかを選択した上當 該選択に係る措置を実施するこ との命令	一セント未満 務に付随する同条第四項各号 に掲げる業務その他の業務又 は同条第七項の規定により営 む業務の縮小又は新規の取扱 いの禁止 八 そ の 他 農 林 水 産 大 臣 及 び 金 融 庁 長 官 が 必 要 と 認 め る 措 置

一 単体自己資本比率（第三項に規定する単体自己資本比率をいう）
 ○ 次条第一項において同じ。）を指標とする区分

（新設）

第三区分			
	単体自己資本比率 のうち次の各号に 掲げる比率の区分 に応じ、当該各号 に定める範囲	一 単体普通出資 等 Tier 1 比率 ト未満	二 単体 Tier 1 比率 ○パーセン ト未満
三 単体総自己資本比率 セント以上二二・八 セント未満	一 本比率 ○パー セント未満	二 セント未満	三 セント未満
令 業務の全部又は一部の停止の命			

第一区分		自己資本の充実の状況に係る区分									
非対象区分		自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範団									
に定める範囲	じ、当該イからハまでに定める比率の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる比率のう	単体自己資本比率のう	ち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範団	上率	ハ率	上率	ハ率	イ率	イ率	四・	
	とする。)の提出の求め及	増強に係る措置を含むもの	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の								命令

第一区分										イ 単体普通出資等T i e r 1比率 二五パーセント以上
口 單体T i e r 1比	未 滿	ハ イ 單体普通出資等T i e r 1比率 二三パーセント以上 二・二五パーセント	ハ イ 單体T i e r 1比	率 上八 パーセント未 満	口 單体T i e r 1比	率 上六 パーセント未 満	口 單体T i e r 1比	率 四 パーセント以 上	ハ イ 單体總自己資本比 率 上八 パーセント以 上	
農林債の發行又は預金若 と認められる条件による	の抑制	ハ 取引の通常の条件に照 らして不利益を被るもの	ハ 總資産の圧縮又は増加	次に掲げる自己資本の充実 に資する措置に係る命令	イ 資本の増強に係る合理 的と認められる計画の提 出及びその実行					びその実行の命令
じ、当該イからハまでに に定める範囲	に定める範囲	掲 げる比率の区分に応 じ、当該イからハまでに に定める範囲	单 体 自 己 資 本 比 率 の う ち 次 の イ か ら ハ ま で に に 定 め る 範 囲	单 体 自 己 資 本 比 率 の う ち 次 の イ か ら ハ ま で に に 定 め る 範 囲	ハ イ 單体T i e r 1比	率 上八 パーセント以 上	ハ イ 單体T i e r 1比	率 上六 パーセント未 満	ハ イ 單体總自己資本比 率 上八 パーセント以 上	

二 第二区分の						
単体自己資本比率のうち 次の一から今までに 掲げる比率の区分に応 じ、当該イからハまで に定める範囲	率 一・五パーセン ト以上三パーセント 未満	ハ 単体総自己資本比 率 二パーセント以 上四パーセント未満	二 一部の事務所における 業務の縮小 ホ 一部の従たる事務所の 廃止	へ 法第五十四条第一項から 第三項までの規定により 當む業務に付随する同 条第四項各号に掲げる業 務その他の業務又は同条 第七項の規定により當む 業務の縮小又は新規の取 扱いの禁止 ト その他農林水産大臣及 び金融庁長官が必要と認 める措置	しくは定期積金の受入れ の禁止又は抑制	
措置を実施することの命令	選択した上当該選択に係る 務の縮小又は業務の一部の 廃止等の措置のいずれかを	自己資本の充実、大幅な業				

満率 ○パーセント未	口單体Tie r 1比 率 ○パーセント未	い单体普通出資等T セント未満 比率 ○パ	イ单体普通出資等T セント未満 比率 ○パ	に定める範囲 掲げる比率の区分に応 じ、当該イからハまで に	ち次のイからハまでに 単体自己資本比率のう 率 ○パーセント以 上二二パーセント未満	ハ单体總自己資本比 率 ○パーセント以 上一・五パーセント 未満	口單体Tie r 1比 率 ○パーセント未 三パーセント以上一・ 一セント以上一・一 率 ○パーセント以 上一・五パーセント 未満	イ单体普通出資等T セント未 比率 ○パ	i e r 1比率 ○パ	第三区分		

二 第四項に規定する単体資本バツファーアー比率を指標とする区分			
自己資本の充実の状況に係る区分			
自己資本の充実の状況に係る区分			
資本バツフ アーフ非対象	資本バツフ	資本バツフ アーフ比率	資本バツフ アーフ比率
区分	区分	区分	区分
ア一第一区分	ア一第一区分	ア一第一区分	ア一第一区分
単体資本バツフアーアー比 率が最低単体資本バツ フアーアー比率の四分の三 の比率以上最低単体資 本バツフアーアー比率未 満である場合	単体資本バツフアーアー比 率が最低単体資本バツ フアーアー比率以上である 場合	単体資本バツフアーアー比 率が最低単体資本バツ フアーアー比率以上である 場合	命 令
外部流出制限計画（外部流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の六十パー セントの額から、その事業年 度において既に支出した外 部流出額を控除した額（當 該額が零を下回る場合には て外部流出額を制限する内 容をいう。）を含む単体資			

(新設)

資本バツフ		ア ー 第一 二 区	資本バツフ	
単体資本バツフアーアー比	率が最低単体資本バツフアーアー比率が最高単体資本バツフアーアー比率の二分の一の比率以上最低単体資本バツフアーアー比率の四分の三の比率未満である場合	単体資本バツフアーアー比	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バツフアーアー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命	令 出の求め及びその実行の命 令 出の求め及びその実行の命 るための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命 本バツフアーアー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命
外部流出制限計画（外部流	令			

ア一 第二二区		分	率が最低単体資本バツ ファー比率の四分の一 の比率以上最低単体資 本バツファー比率の二 分の一の比率未満であ る場合	出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の二十パー七 ントの額から、その事業年 度において既に支出した外 部流出額を控除した額（当 該額が零を下回る場合には 、零とする。）を上限とし て外部流出額を制限する内 容をいう。）を含む単体資 本バツファー比率を回復す るために合理的と認められ る改善計画をいう。）の提 出の求め及びその実行の命 令	資本バツフ ア一第四区 分
単体資本バツフア一比 率が最低単体資本バツ ファー比率の四分の一 の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流 出額を零に制限する内容を 含む単体資本バツフア一比 率を回復するための合理的 と認められる改善計画をい う。）の提出の求め及びそ の実行の命令				

2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

2 法第八十五条第二項の主務省令で定める農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

非対象区分		自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
連続自己資本比率	のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	一 連 結 普 通 出 資 等 T i e r 1 比 率	四 ・ 五 パ ー	
三 連 結 總 自 己 資 本 比 率 八 パ ー	セ ン ト 以 上	二 連 結 T i e r 1 比 率	六 パ ー	

第二区分											セント以上
	第一区分										
連結自己資本比率	連結普通出資 率 二・二五パ ー	連結Tier1比 率 二・二五パ ー	連結Tier1比 率 二・二五パ ー	未満	・五パー セント	一セント以上四 パ	二連 接 率 一比 率 三 セ ント 未 満	三 連 接 率 一セ ント 未 満	三 連 接 總 資 本 率 四 セ ント 以 上八 パ ー	三 連 接 總 資 本 率 四 セ ント 未 満	
次の各号に掲げる自己資本の充											経営の健全性を確保するための求め及びその実行の命令

のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
一 連結普通出資等 Tier 1 比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
二 連結 Tier 1 比率 一・五	三 総資産の圧縮又は増加の抑制
三 連結総自己資本比率 二二パーセント以上四分之一セント未満	四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制
九 法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又	五 一部の事務所における業務の縮小 六 一部の従たる事務所の廃止 七 子会社等の業務の縮小 八 子会社等の株式又は持分の処分

第二二区分の二											
連続自己資本比率	のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	連続普通出資	率 ○パーセント以上一・二三	率 ○パーセント未満	二 連結T i e r 1比率	一 連結T i e r 1比率	等T i e r 1比	率 ○パーセン	ト以上一・二三	率 ○パーセント未満	三 満セント以上一・五パーセント未満
本比率 ○パー	連続総自己資										

自己資本の充実の状況に係る区分	一 第八項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
命 令	

(新設)

二 第二区分の						
上四パーセント未満	率 二パーセント以 ハ 連結総自己資本比	ホ 一部の従たる事務所の 業務の縮小	廃止	ト へ 子会社等の業務の縮小 子会社等の株式又は持 分の処分	チ 法第五十四条第一項か ら第三項までの規定によ り當む業務に付隨する同 条第四項各号に掲げる業 務その他の業務又は同条 第七項の規定により営む 業務の縮小又は新規の取 扱いの禁止	
連結自己資本比率のう ち次のイからハまでに 掲げる比率の区分に応 じ、当該イからハまで に定める範囲	自己資本比率のう ち次のイからハまでに 掲げる比率の区分に応 じ、当該イからハまで に定める範囲	リ その他農林水産大臣及 び金融庁長官が必要と認 める措置	自己資本の充実、大幅な業 務の縮小又は業務の一部の 廃止等の措置のいずれかを 選択した上当該選択に係る 措置を実施することの命令			

二

第九項に規定する連結資本バツファーアー比率を指標とする区分

ハ 満	連結総自己資本比 率 ○パーセント未
--------	--------------------------

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
区分	アーノード 第一区分	
場合	連結資本バツファーアー比率が最低連結資本バツファーアー比率以上である	
である場合	本バツファーアー比率未満	<p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上</p>

（新設）

ア ー 第 二 区	資 本 バ ツ フ	分 率 が 最 低 連 結 資 本 バ ツ フ ア ー 比 率 の 比 率 以 上 最 低 連 結 資 本 バ ツ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 未 満 で あ る 場 合	連 結 資 本 バ ツ フ ア ー 比 率 が 最 低 連 結 資 本 バ ツ フ ア ー 比 率 の 二 分 の 一	外 部 流 出 制 限 計 画 (外 部 流 出 額 の 制 限 に 係 る 内 容 (調 整 税 引 后 利 益 の 四 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら 、 そ の 連 結 会 計 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 外 部 流 出 額 を 控 除 し た 額 (当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る) を 上 限 と して 外 部 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う) を 含 む 連 結 資 本 バ ツ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う) の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令	限として外部流出額を制限する内容をいう。)を含む連結資本バツフアービ率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令
			外部流出制限計画 (外部流出額の制限に係る内容 (調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した外部流出額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)を上限として外部流出額を制限する内容をいう。)を含む連結資本バツフアービ率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令	回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令	

分 ア ー 第 四 区	資 本 バ ッ フ			分 ア ー 第 三 区	資 本 バ ッ フ		
の比率未満である場合	率が最低連結資本バツ	連結資本バツファーアー比		の比率以上最低連結資本バツファーアー比率の二分の一の比率未満である場合	本バツファーアー比率の二分の一の比率未満である場合	連続資本バツファーアー比率が最低連結資本バツファーアー比率の四分の一の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した外部流出額を控除した額には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バツファーアー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
う。）の提出の求め及びそ	率を回復するための合理的と認められる改善計画をい	外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む連結資本バツファーアー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びそ					

の実行の命令

- 3 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファーレート以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。
- 4 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファーレート」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。
- 5 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファーレート」とは、法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バッファーレート（前項に規定する単体資本バッファーレートをいう。第三条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。
- 6 第一項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier 1比率（第三項に規定する単体普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

- 3 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、法第五十六条各号に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち同条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十条第一項の規定による取得を除く。第十一項第二号において同じ。）

三 その他 Tier 1 資本調達手段（第三項に規定する単体 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通出資等 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

四 役員及び経営上重要な職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

五 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

7 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該

前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

8 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファー比率以

（新設）

4 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通出資等 Tier 1 比率」、「連結 Tier

外の比率をいい、同表中「連結普通出資等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

9 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファービ率」とは、自己資本比率基準のうち法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

10 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファービ率」とは、法第五十六条第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファービ率（前項に規定する連結資本バッファービ率をいう。第三条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

°

11 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率（第八項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり農林中央金庫の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等 Tier 1 比率（第八項に規定する連結普通出資等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（農林中央金庫及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において農林水産大臣及び金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

（新設）
r 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち当該算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

- 二 普通出資持分の自己取得又は農林中央金庫の子会社等の自己株式（農林中央金庫の子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八条に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）の取得、同法第四百六十二条の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとする同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができるとされる権利の行使による取得を含む。）
- 三 連結普通出資等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（農林中央金庫の子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得
- 四 その他Tier 1資本調達手段（第八項に規定する連結Tier 1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還
- 五 農林中央金庫の役員及び経営上重要な職員並びに農林中央金庫

の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他各号に掲げる事由に準ずるもの

12

第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第二条 農林中央金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる農林中央金庫又は農林中

（新設）

第二条 農林中央金庫が、その自己資本比率（前条第三項に規定する単体自己資本比率又は同条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を農林水産大臣及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、農林中央金庫又は農林中央金庫及び金融庁長官に提出した場合には、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる

央金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 農林中央金庫が前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

（略）

3 農林中央金庫が前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

（略）

3 農林中央金庫が前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当し、農林中央金庫の貸借対照表又は農林中央金庫及びその子会社等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、農林中央金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項の表のとおりとする。

は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

第三条 農林中央金庫は、外部流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファーアー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第八十条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファーアー比率（単体資本バツファーアー比率又は連結資本バツファーアー比率をいう。以下この条において同じ。）に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファーアー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファーアー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、農林中央金庫は、業務報告書に記載した資本バツファーアー比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに農林水産大臣及び金融庁長官に提出するものとする。この場合において、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファーアー比率に係る区分に掲げる命令とする。

（新設）